

(表)

郵便はがき

1	0	0	0	0
---	---	---	---	---

料金受取人払

東京中央局 承認 2653

217

通告書

運輸局長 印

あなたのバイクの保険(共済)標章は、

{ イ. 所定の場所(ナンバープレート)に表示されていない
ロ. □□年□□月となり、有効期限が切れている

ため自動車損害賠償保障法第5条で義務づけられている責任保険(共済)契約の締結が確認できませんでした。

無保険(無共済)で走ると自動車損害賠償保障法第87条(6ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金)及び道路交通法第103条第2項(違反点数6点となり免許停止)の処罰の対象となりますのですみやかに自賠責保険(共済)契約を締結する等の措置をいたうえ、その内容を返信はがきで10日以内に報告して下さい。

なお、責任保険(共済)契約が締結済で保険(共済)標章が紛失している場合には、契約の締結を行った保険会社(農協)又は、その代理店等で、必ず保険(共済)標章の再交付を受け所定の場所へ表示願います。

(受取人)

東京都千代田区

霞が関二丁目一―三

運輸省自動車交通局

保障課 御中

●小さなバイクだからといって、油断は禁物。バイクの起こす人身事故も軽視はできません。無保険(無共済)で死傷事故でも起こしたら、それこそ大変です。

●バイクにも自賠責保険(共済)への加入が法律で義務づけられています。無保険(無共済)で走ると、6ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金、さらに違反点数6点となり、免許処分となります。

●バイクには車検制度がないこともあって、自賠責保険(共済)の継続契約をつい忘れがちです。もし、契約切れになっていたら、もよりの損害保険会社、代理店(バイク店、自転車店、自転車エンス・ストアー等)、農協へどうぞ!!

ご連絡、ご質問等があれば、

責任保險(共濟)契約済通知書

車両番号又は 標識番号	
----------------	--

1 上記のバイクについては、

日 に 保 険

会社(農協)との間に責任保険(共済)契約(契約
番号)を

イ. すでに締結しております } ので、お知らせします。
ロ. 新たに締結しました }
(イ、ロのいずれかに○をつけて下さい。)

口. 新たに締結しました

(イ、ロのいずれかに○をつけて下さい。)

2 保険(共済)標章を所定の場所(ナンバープレート)に表示しましたのであわせてお知らせします。

平成 年 月 日交付

標章の表示状況 表示なし ・ 年 月

年	月
表示なし	・

陸運支局名